

◎会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する会社法の特例等（第二条―第八条）</p> <p>第三章 会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等（第九条―第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、会社分割が行われる場合における労働契約の承継等に関する会社法（平成十七年法律第八十六号）の特例等について定めるとともに、会社が事業譲渡を行う場合における労働契約の承継等について定めることにより、労働者の保護を図ることを目的</p>	<p>会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律</p> <p>〔新設〕</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、会社分割が行われる場合における労働契約の承継等に関し会社法（平成十七年法律第八十六号）の特例等を定めることにより、労働者の保護を図ることを目的とする。</p> <p>〔新設〕</p>

とする。

第二章 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する会社法の特例等

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、この章に定めるもののほか、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

第三章 会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等

(労働者等への通知)

第九条 会社は、その事業の全部又は一部の譲渡(以下「事業譲渡」という。)をするときは、次に掲げる労働者に対し、通知期限日までに、当該事業譲渡に関し、当該会社が当該労働者との間で締結している労働契約を譲受会社等(他の会社の事業の全部又は一部を譲り受ける会社その他の者をいう。以下同じ。)が承継する旨の譲渡契約(事業譲渡に係る契約をいう。以下同じ。)における定めのある、第十一条第三項に規定する異議申出期限日その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

一 当該会社が雇用する労働者であつて、譲受会社等に承継される

[新設]

(指針)

第八条 厚生労働大臣は、この法律に定めるもののほか、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

[新設]

[新設]

事業に主として従事するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 当該会社が雇用する労働者（前号に掲げる労働者を除く。）であつて、当該譲渡契約にその者が当該会社との間で締結している労働契約を譲受会社等が承継する旨の定めがあるもの

2| 前項の事業譲渡をする会社（以下「譲渡会社」という。）は、労働組合との間で労働協約を締結しているときは、当該労働組合に対し、通知期限日までに、当該事業譲渡に関し、当該労働協約を譲受会社等が承継する旨の当該譲渡契約における定めの有無その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

3| 前二項、第十一条第三項第一号及び第十四条の「通知期限日」とは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 株式会社が事業譲渡をする場合であつて当該事業譲渡に係る譲渡契約について株主総会の決議による承認を要するとき 当該株主総会（第十一条第三項第一号において「承認株主総会」という。）の日の二週間前の日の前日

二 株式会社が事業譲渡をする場合であつて当該事業譲渡に係る譲渡契約について株主総会の決議による承認を要しないとき又は合同会社が事業譲渡をする場合 譲渡契約が締結された日から起算して、二週間を経過する日

（承継される事業に主として従事する労働者に係る労働契約の承継）

第十条 前条第一項第一号に掲げる労働者が譲渡会社との間で締結

〔新設〕

している労働契約であつて、譲渡契約に譲受会社等が承継する旨の定めがあるものは、当該譲渡契約に係る事業譲渡の効力が生じた日に、当該譲受会社等に承継されるものとする。

第十一条 第九条第一項一号に掲げる労働者であつて、譲渡契約にその者が譲渡会社との間で締結している労働契約を譲受会社等が承継する旨の定めがないものは、同項の通知がされた日から異議申出期限日までの間に、当該譲渡会社に対し、当該労働契約が当該譲受会社等に承継されないことについて、書面により、異議を申し出ることができる。

2 譲渡会社は、異議申出期限日を定めるときは、第九条第一項の通知がされた日と異議申出期限日との間に少なくとも十三日間を置かなければならない。

3 前二項の「異議申出期限日」とは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日をいう。

一 第九条第三項一号に掲げる場合 通知期限日の翌日から承認株主総会の日の前日までの期間の範囲内で譲渡会社が定める日

二 第九条第三項二号に掲げる場合 同号の譲渡契約に係る事業譲渡の効力が生ずる日の前日までの日で譲渡会社が定める日

4 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、当該譲渡契約に定めがなくても、当該労働者が譲渡会社との間で締結している労働契約は、当該譲渡契約に係る事業譲渡の効力が生じた日

〔新設〕

に、譲受会社等に承継されるものとする。

(その他の労働者に係る労働契約の承継)

第十二条 第九条第一項第二号に掲げる労働者は、同項の通知がされた日から前条第三項に規定する異議申出期限日までの間に、譲渡会社に対し、当該労働者が当該譲渡会社との間で締結している労働契約が譲受会社等に承継されることについて、書面により、異議を申し出ることができる。

2| 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3| 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出たときは、当該譲渡契約の定めにかかわらず、当該労働者が譲渡会社との間で締結している労働契約は、譲受会社等に承継されないものとする。

4| 第一項に規定する労働者が同項の異議を申し出なかったときは、当該労働者が譲渡会社との間で締結している労働契約は、当該譲渡契約に係る事業譲渡の効力が生じた日に、譲受会社等に承継されるものとする。

(労働協約の承継等)

第十三条 譲渡会社は、譲渡契約に、当該譲渡会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち譲受会社等が承継する部分を定めることができる。

2| 譲渡会社と労働組合との間で締結されている労働協約に、労働組合法第十六条の基準以外の部分が定められている場合において、当

〔新設〕

〔新設〕

該部分の全部又は一部について当該譲渡会社と当該労働組合との間で譲渡契約の定めに従い譲受会社等に承継させる旨の合意があったときは、当該合意に係る部分は、当該譲渡契約の定めに従い、当該事業譲渡の効力が生じた日に、当該譲受会社等に承継されるものとする。

3| 前項に定めるもののほか、譲渡会社と労働組合との間で締結されている労働協約については、当該労働組合の組合員である労働者と当該譲渡会社との間で締結されている労働契約が譲受会社等に承継されるときは、当該事業譲渡の効力が生じた日に、当該譲受会社等と当該労働組合との間で当該労働協約（同項に規定する合意に係る部分を除く。）と同一の内容の労働協約が締結されたものとみなす。

〔労働者との協議〕

第十四条 譲渡会社は、通知期限日までに、厚生労働大臣の定めるところにより、当該事業譲渡に伴う労働契約の承継について、労働者と協議をするものとする。

〔労働者の理解と協力〕

第十五条 譲渡会社は、当該事業譲渡に当たり、厚生労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

(指針)

第十六条 厚生労働大臣は、この章に定めるもののほか、譲渡会社及び譲受会社等が講ずべき当該譲渡会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

(新設)

改正案	現行
<p>第七十条の六 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合は、次項において準用する会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。</p> <p>② 会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律第二章の規定は、前項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十条の五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>第七十条の六 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。</p> <p>② 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第一項に規定する新設分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「農業協同組合法第七十条の五第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>第六十二条 会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二章（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、<u>会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律</u>第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条の三第四項の認可の通知又は同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三第四項の認可の通知のあった日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「医療法第六十条の三第四項の認可を受けた吸収分割又は同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三第四項の認可を受けた新設分割に係る分割の登記のあった日</p>	<p>第六十二条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条から第八条まで（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、この款の規定により医療法人が分割をする場合について準用する。この場合において、<u>会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律</u>第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十条の三第四項の認可の通知又は同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三第四項の認可の通知のあった日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割医療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医療法人等」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「医療法第六十条の三第四項の認可を受けた吸収分割又は同法第六十一条の三において読み替えて準用する同法第六十条の三第四項の認可を受けた新設分割に係る分割の登記のあった日の前日までの日で分割医</p>

の前日までの日で分割医療法人が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

療法人が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改 正 案	現 行
<p>第三百三十七条の三の十三 会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三十三号）第二章（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、<u>会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律</u>第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三百三十七条の三の十第一項に規定する議決日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「国民年金法第百三十七号の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>第三百三十七条の三の十三 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三十三号）<u>第二条から第八条まで</u>（第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く。）及び商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）附則第五条第一項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、<u>会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律</u>第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める」とあるのは「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三百三十七条の三の十第一項に規定する議決日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで（第四条第三項を除く。）の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「国民年金法第百三十七号の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（労働契約についての会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用）</p> <p>第八十八条の七 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割組合は、次項において準用する会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二十一条に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。</p> <p>2 会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律第二章の規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八十八条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（労働契約についての会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約</p>	<p>（労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用）</p> <p>第八十八条の七 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割組合は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二十一条に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。</p> <p>2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八十八条の六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する</p>

約の承継等に関する法律の準用)

2 第八八条の九 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割連合会は、次項において準用する会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律第二章の規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第八八条の四第一項に規定する吸収分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八八条の八第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(労働契約についての会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)

2 第八八条の十七 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合等は、次項において準用する会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する

法律の準用)

2 第八八条の九 吸収分割に伴う労働契約の承継に関しては、吸収分割連合会は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第八八条の四第一項に規定する吸収分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第八八条の八第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用)

2 第八八条の十七 新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合等は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八

法律第二章の規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第百八条の十六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ）」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割（以下「分割」という）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第百八条の十六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）（抄）（附則第七条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（労働契約の取扱いに関する措置）</p> <p>第五条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づく会社分割に伴う労働契約の承継に関しては、会社分割をする会社は、会社分割又は会社の事業譲渡に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（労働契約の取扱いに関する措置）</p> <p>第五条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づく会社分割に伴う労働契約の承継に関しては、会社分割をする会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。</p> <p>2 〔略〕</p>